4　免除等

(1)　美容師養成施設においては、理容師養成施設の美容修得者課程以外の教科課程において履修している者が当該美容師養成施設の理容修得者課程以外の教科課程において履修しようとする場合であって、本人から選択課目の履修の免除の申出があったときは、当該理容師養成施設において履修すべき理容師養成施設指定規則別表第一に掲げる全ての必修課目及び全ての選択課目の修了（理容師養成施設の教科課程の基準第一の三4(2)の規定の適用による履修を含む。）を条件として、選択課目の総単位数を七単位（単位により行うことが困難な美容師養成施設にあっては、総授業時間数を二百十時間）以上とする。

(2)　美容師養成施設においては、生徒が当該美容師養成施設に入所する前に行った理容師養成施設又は美容師養成施設の選択課目若しくは専修学校における授業課目の履修（理容修得者課程において履修している生徒及び(1)の規定が適用される生徒が理容師養成施設において行った選択課目の履修を除く。）、大学、短期大学若しくは高等専門学校の課程における学修又は大学、短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修のうち、美容師養成施設が適当と認めるものについて、当該養成施設の卒業に必要な選択課目の総単位数（単位により行うことが困難な美容師養成施設にあっては、総授業時間数）の二分の一を超えない範囲で、当該養成施設における選択課目の履修とみなすことができる。

○厚生労働省告示第百四十号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第三項、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二十五条の二第一項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第三十八条の五の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の二第一項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第三十八条の五の規定に基づく厚生労働大臣が定める組合、組合員の報酬及び組合の標準報酬総額を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用し、国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の規定に基づく厚生労働大臣が定める組合、組合員の報酬及び組合の標準報酬総額（平成二十年厚生労働省告示第二百三十五号）は平成二十九年三月三十一日限り廃止する。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の二第一項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第三十八条の五の規定に基づく厚生労働大臣が定める組合、組合員の報酬及び組合の標準報酬総額

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第三項、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二十五条の二第一項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第三十八条の五の規定に基づき厚生労働大臣が定める組合、組合員の報酬及び組合の標準報酬総額は次のとおりとする。

厚生労働大臣が定める組合	組合員の報酬	組合の標準報酬総額
全国土木建築国民健康保険組合	第一種組合員の基準報酬月額及び基準賞与額	第一種組合員の基準報酬月額の当該年度の合計額の総額を前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の二第一項第二号及び第三号並びに第二項の規定の例により補正して得た額及び第一種組合員の基準賞与額の同年度の合計額の総額を合算した額

○厚生労働省告示第百四十一号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額が著しく低い市町村の基準を廃止する等の告示を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額が著しく低い市町村の基準（平成十九年厚生労働省告示第三百五十六号）は、廃止する。

第二　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める組合（平成二十年厚生労働省告示第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

題名及び本文中「第五条第一項第一号イ」を「第五条第四項第一号」に改める。

○厚生労働省告示第百四十二号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十六条第四項及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）第八条の規定による廃止前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（昭和六十二年厚生省令第六号）の規定に基づき、平成二十九年度における健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第四条の規定により読み替えられた老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令第十八条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

区分	率又は額
健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）附則第四条の規定により読み替えられた健康保険法等の一部を改正する法律（以下「平成十八年改正法」という。）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正省令第八条の規定による廃止前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（以下「算定省令」という。）第四条に規定する算定率	○・○四八○七九
改正省令附則第四条の規定により読み替えられた算定省令第十二条において読み替えて準用する算定省令第九条第三項に規定する実績補正係数	一・一九五七六